

令和3年度 第2回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和3年5月10日（月） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (12人)	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴	5番 福本 正博
	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之	9番 中本 敏彦
	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀	13番 福田 昌治
欠席委員 (1人)	1番 久米 繁好			
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	河上 幸徳	石賀 昭則
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 每田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 8号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より令和3年度 第2回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員 議長 事務局	初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第2回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、1番久米委員です。なお、推進委員の欠席者はありません。以上です。
議長 事務局	議事録署名委員の指名ですが、7番 石賀英男委員、8番 伊藤委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求めます。 申請番号8番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積3, 248m ² 。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は4, 665m ² になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与となっております。 本案件は、譲渡人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定となっています。
	申請番号9番 農地の所在 大字三保 [REDACTED]、登記簿地目田、現況地目 畑、面積1, 025m ² の内533m ² 。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は1, 647m ² になります。貸主は琴浦町内の個人、借主は琴浦町内の社会福祉法人です。権利の区分は使用貸借権、申請事由は使用貸借となっています。 本案件は、施設利用者の社会参加や所得向上を目的とした社会福祉事業の用途によって、申請地を使用貸借することになり申請をされたものです。申請地は施設から車で15分程度の距離に位置している農地で、現地までは社会福祉法人の職員が運転する送迎車両で移動し、職員3名と施設利用者10名程度で草刈り、野菜の作付け、収穫等の作業を行う予定となっています。
	農地所有適格法人以外の法人が農業に参入する要件として、社会福祉法人が社会福祉事業のために農地を活用する場合というものがあり、農地法施行令第2条第1項第1号に定める不許可の例外に該当することから、本案件は許可相当と判断されるものと考えます。
	申請番号10番 農地の所在 大字西宮 [REDACTED]、登記簿

地目、現況地目ともに畑、面積660m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本件申請地では、元々譲受人が野菜を耕作されていたそうですが、地籍調査により譲渡人の農地であることが判明したことから、双方の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後も引き続き野菜を耕作される予定となっています。

申請番号11番 農地の所在 大字浦安 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,402m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定となっています。

売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円になります。

申請番号12番 農地の所在 大字浦安 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積137m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本案件は、譲渡人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定となっています。

申請番号13番 農地の所在 大字笠見 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積658m²。申請地は外に3筆あり、4筆の合計面積は2,734m²になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定となっています。

売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円になります。

申請番号14番 農地の所在 大字出上 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積116m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本案件は、譲渡人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

以上の7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

議長

事務局

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。

3ページから15ページをご覧ください。議案第号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。

申請番号4番 農地の所在 大字森藤 [REDACTED]

[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積3,048m²。申請地は外に5筆あり、6筆の合計面積は10,600m²になります。貸主は琴浦町内の個人、借主は琴浦町内で建設業を経営する法人です。権利の区分は使用貸借権、転用事業の概要については、残土置場の設置及び農地改良工事を行うための一時転用になります。なお、申請地の現況は休耕となっています。

5ページから7ページの説明図にありますように、申請地の北側は県道東伯関金線、東側は農地及び現況が農地の法面となっている雑種地、南側は農地、西側は農道に接しています。

転用事由の詳細について説明します。本案件は、転用事業者が施工する民間請負工事により発生する残土を利用し、傾斜地となっている申請地を埋立てて均平な畠地へと再造成を行い、耕作条件を改善することを目的に申請をされたものです。

申請地周辺の農地では野菜や芝などが栽培されており、申請地は町内の他農地に比べ生産性が高い優良農地ですが、傾斜が大きく、湧き水の影響で地盤が軟弱となっていることから農業用機械の操作が難しく、地区担当の農業委員が土地所有者から改良工事について相談を受けていました。その一方で、工事残土の処分地を探しておられた転用事業者は、同じ地区担当の農業委員を介して貸人の方と協議を行った結果、申請地を工事残土の処分地とすることと合わせて、農地改良を行うことで合意に至ったということでした。一時転用の期間については、民間請負工事の残土のみを搬入することから3年間となっていますし、10ha以上の一団の農地の中にある農地の耕作条件改善を図るための一時的な転用であることから、代替地は無しとなっています。

一般基準について説明します。他法令許認可については、農用地区域内農地の一時転用事業が農振法で規定された農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れの有無について、琴浦町から支障無しとの意見書が提出されています。

規模の妥当性については、申請地の総面積10,600m²に対して埋立盛土に必要な土量は10,495m³となりますので、農用地区域内で

の一時転用期間である3年以内で、埋立残土の確保が可能な規模の面積ということになります。

営農及び被害防除計画等の措置について説明します。土砂の流出、堆積、崩壊に対する防除計画については、表土を掘削して敷地内に留置し、傾斜地となっている南東側部分で0.5～3.3mの盛土造成を行う計画となっています。雨水排水については、東側に向けて2%の表面排水勾配を取り地下浸透させた後、新設する全長100mの暗渠排水管によって既存集水枠に溜め、その後で既存暗渠排水路への放流を計画されています。なお集水枠については、農地改良工事の施工に伴って2.9m嵩上げ工事を行い、工事完了後に東側隣接農地との境界部分に素掘りの排水路を設置する計画となっています。

日照・通風等への影響について説明します。本申請は建物の建築を目的とするものではなく、地盤の嵩上げ及び法面整形工事を目的とするものであることから、周辺農地への影響はないものと考えています。なお、隣接農地の耕作者及び雑種地を所有する[REDACTED]土地改良区からは、転用事業の実施についての同意書が提出されています。

資金調達計画については、地盤の嵩上げ、整地、法面整形等に要する経費が[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

農地復元の担保については、転用事業者による誓約書が添付済みとなっています。

申請地には農業公共投資の該当はありませんが、申請地東側に隣接する雑種地は、県営畠地帯総合整備事業加勢蛇東地区の受益地となっています。今回の一時転用の実施については、土地改良事業で区画整理した土地改良区が所有している雑種地を、地区外の土地と合わせて農地改良を行い畠地に地目変更するという条件付きで、[REDACTED]土地改良区からの同意が得られています。

農地区分の決定根拠について説明します。本案件の申請地はいずれも、町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地であることから、農地区分、区分決定根拠とともに「農用地区域内農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、「一時転用」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われます。

なお事業完了後には、貸主が再びブロックリーを耕作される予定となっています。

申請番号5番 農地の所在 大字徳万[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,093m²。申請地は外に3筆あり、4筆の合計面積は1,500m²になります。貸主は琴浦町内の個人、借主は琴浦町外の法人です。権利の区分は賃貸借権、施設の概要は太陽光発電設

備になります。なお、申請地の現況は休耕となっています。

8ページから10ページの説明図にありますように、申請地の北側は国道9号線、東側は次に審議していただく申請番号6番の申請地、南側は商業施設敷地、西側は馬込川に接しています。

先ほど説明をしましたように、議案では設定する権利は「賃貸借権」となっていますが、実際には「地上権」を設定されていますので、最初に「地上権」について説明をさせていただきたいと思います。

他人が所有している土地を借りて、建物などを建てたりする権利を「借地権」といいます。「借地権」は主に「地上権」と「賃借権」という2つの権利に分けられ、どちらも借りた土地に建物等を建てることは可能となります。一方で、「地上権」とは、他人が所有している土地を使用する権利で、原則的には土地所有者の許諾がなくても貸したり、建物の売却や担保の設定が可能となっているものになります。一方「賃借権」とは、他人が所有している土地を使用する権利という点では「地上権」と同様ですが、原則的には土地所有者の許諾を得なければ建物の売却等を行うことはできません。

転用事由の詳細について説明します。借主は太陽光発電事業を行う法人で、事業用地として適している申請地の地上権設定契約を貸主に申し込み、双方の間で合意に至ったことから申請をされたものです。

申請地では最初に表土を軽く均す程度の整地を行った後、太陽光パネル316枚、パワーコンディショナー10台、その他の発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期は許可日から6ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から21年間です。

資金調達計画については、土地の賃借料、太陽光発電設備設置工事費の合計が[REDACTED]円余りで、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地では盛土工事等は行わずに、現況のままで高さ最大2.5mのパネルを設置する計画となっていることから、日照・通風等への影響は軽微なものになると考えますし、事業用地の外周には侵入防止用フェンスの設置、防草対策として除草作業を行うことを計画されています。また雨水については、現在と同様に地下浸透と既設水路への排水で処理する計画となっていますし、土砂が流出するといった恐れもないものと思われます。

電力会社との系統連系に係る契約については、平成30年11月30日に締結されていますし、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画については、令和2年12月10日付で認定済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、スーパーマーケット等の商業施設や住宅地が連たんしている区域内にある農地であるこ

とから、「第3種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、農地区分が「第3種農地」と判断される場合には「原則許可」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われます。

申請番号6番 農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,025m²。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は申請番号5番と同じ琴浦町外の法人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は太陽光発電設備になります。なお、申請地の現況は休耕となっています。

8ページと11から12ページの説明図にありますように、申請地の北側は国道9号線、東側は商業施設敷地、南側と西側は先ほど説明をしました申請番号5番の申請地に接しています。

転用事由の詳細について説明します。借主は太陽光発電事業を行う法人で、事業用地として適している申請地の購入を譲渡人に申し込み、双方の間で合意に至ったことから申請をされたものです。

申請地では最初に表土を軽く均す程度の整地を行った後、太陽光パネル276枚、パワーコンディショナー10台、その他の発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期は許可日から6ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から永年です。

資金調達計画については、土地買収費が [REDACTED] 円、太陽光発電設備設置工事費が [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。なお、1m²当たりの土地の売買価格は約 [REDACTED] 円となります。

被害防除計画について説明します。申請地では盛土工事等を行わずに、現況のままで高さ最大2.5mのパネルを設置する計画となっていることから、日照・通風等への影響は軽微なものになると考えていますし、事業用地の外周には侵入防止用フェンスの設置、防草対策として除草作業を計画されています。また雨水については、現在と同様に地下浸透と既設水路への排水で処理する計画となっていますし、土砂が流出するといった恐れもないものと思われます。

電力会社との系統連系に係る契約については、平成30年8月14日に締結されていますし、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画については、令和2年12月10日付で認定済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、スーパーマーケット等の商業施設や住宅地が連たんしている区域内にある農地であることから、「第3種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、農地区分が「第3種農地」と判断される場合には「原則許可」に該当することから、転用はやむを得ないものと思

われます。

申請番号7番 農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積486m²。譲渡人、譲受人はともに琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は駐車場になります。なお申請地の利用状況については、一部野菜を耕作している以外は休耕となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

13ページから15ページの説明図にありますように、申請地の北側と東側は農地、南側は宅地、西側は町道に接しています。

転用事由の詳細について説明します。転用事業者となる譲受人は、琴浦町内に本店を置く貨物自動車運送事業を営む法人の代表者です。この運送会社は現在、事業所から約600m離れた国道9号線北側と事業所から約50m離れた場所、そして事業所内倉庫の3ヶ所に駐車場を整備し、営業用のトラックやパワーショベル等の大型機械を駐車されています。しかし現在使用している駐車場では、道路幅員が狭く中型以上のトラックが進入できない、荷物を積み下ろしする度に倉庫内のトラックを移動しなければならないなどの不便さがあり、これらを解消するという目的と合わせて、給食配送車両を増やして事業の拡大を検討しておられたことなどの理由で、隣接する申請地を取得し駐車場として利用したいと申請をされたものです。

申請地では表土を40cm程度切土した後で、アスガラを50cm程度盛土する予定となっています。

工期は許可日から3ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から10年間です。

資金調達計画については、土地買収費が約[REDACTED]円、埋立整地費が[REDACTED]円の合計が[REDACTED]円余りで、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。なお、1m²当たりの土地の売買価格は[REDACTED]円になります。

被害防除計画について説明しますので、14ページの説明図をご覧ください。申請地の東側と北側には隣接農地がありますが、転用目的が建物ではないことから日照・通風等への影響はなく、申請地東側に隣接する農地への通作についても、東側に農道が整備されていますので支障はないものと考えます。雨水の処理については、西側に向けて1%の表面排水勾配を取り既存の町道側溝に流す計画となっています。またアスガラでの盛土については、申請地北側の畔よりも低く盛る計画となっていることから、隣接農地へ流出するといった恐れはないと考えています。

事業用地の選定について説明します。本案件は、転用事業者が経営す

	<p>る事業所敷地に隣接する土地を、駐車場として利用する目的で申請をされたものになりますので、適した土地が本件申請地しか無かったということになります。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、町道を挟んで西側に広がる一団の農地面積が 10 ha を超える区域内に含まれていることから、「第1種農地」に該当するものと思われます。</p> <p>許可根拠規定は「既存施設の拡張」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われます。以上です。</p>
議長 前田委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>5月6日に澤田委員、毎田補佐の3名で現地確認を行いました。</p> <p>申請番号4番について報告します。申請地は西から東に向かって傾斜があり、最も低い場所では3m程度下がっているように見えました。盛土工事後にはその傾斜が殆どなくなり、農業機械の操作などを容易に行うことができる農地に復旧されるということですので、転用はやむを得ないと感じましたが、盛土の中に工事残土以外のものが混入されていないか、地区担当委員の方には定期的に確認をしてもらいたいと思います。</p> <p>申請番号5番と6番について報告します。申請地は周囲を飲食店や商業施設、国道、河川に囲まれている土地で、他に隣接農地は存在しないことから転用はやむを得ないと感じました。ただし、申請地51番2と55番1との境界にある水路には埋まっている箇所がありましたので、転用事業者の方には適切な管理を行っていただきたいと思います。</p> <p>申請番号7番について報告します。申請地は事業所の北側に隣接している土地で、一部分だけ自家用野菜が耕作してあるといった状態でした。今回申請をされた目的が、3ヶ所に分かれている駐車場を集約して利便性を向上させ、事業規模の拡大を図るということのようですので転用はやむを得ないと感じましたが、北側と東側の隣接農地には影響がないように事業を行ってもらいたいと思います。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(潮委員より挙手あり)</p> <p>申請番号7番について3点質問します。1点目は、駐車場を会社で使用する目的での転用申請なのに、個人名で申請をされている理由を教えてください。</p> <p>2点目は、事業の規模拡大も目的とした転用申請という説明がありましたが、どういった車両を何台増やされるのでしょうか。増やす車両が中型車ということであれば、台数によっては現在の駐車場を整理すれば充分に駐車が可能ではないかと思います。</p> <p>3点目は、アスガラを50cm程度盛土する計画となっているということでしたが、申請地と北側の隣接農地とは高低差が殆どなかったと思</p>
議長	
潮委員	

事務局	<p>いますので、雨水が流れ込むといった恐れがあるのではないかでしょうか。</p> <p>最初に1点目の質問について回答します。今回の転用申請が事業拡大も目的の一つとしていることから、限りがある会社の資金は車両を購入する費用に充て、土地購入費や工事費は会社の代表者でもある申請人が捻出し、個人が取得した申請地を会社に貸し出すという形態を取っておられるため、個人名での申請となっています。</p> <p>次に2点目の質問について回答します。申請書に添付されている事業計画書によれば、増やす車両は給食配送車両1台ということになっています。車両配置台数の計画については、大型トラック2台、中型トラック1台、小型トラック3台、来客用駐車場4台となっていて、それと合わせて車両の取り回しスペースも確保する計画となっています。</p> <p>最後に3点目の質問について回答します。北側隣接農地との境界には畔を設置されるということですし、申請地西側の既設側溝に向かって1%の表面排水勾配を取る計画となっていますので、雨水や土砂が流出するといった恐れはないものと思われます。</p>
潮委員	<p>畔の設置や排水勾配の工事が完了したことを農業委員会が確認した後で、転用事業者が転用をすることになるのでしょうか。また、適した土地が申請地しかなかったという説明がありましたが、下市集落内にある他の会社が使用していた土地を借りるなりすれば、第1種農地を転用する必要はなかったのではないかと考えます。</p>
事務局	<p>転用事業者が土地選定をされる際には、事業所の近くに位置している土地を確保することを第一に考えておられたようで、そのようにして選定した土地が第1種農地であったことから、転用が可能となる面積について以前から相談を受けていたという経緯があったようです。申請地以外の土地を検討されていなかつたかどうかについては、事業計画書の中に詳しい記載がありませんでしたので、転用事業者に確認をしてみなければ分かりませんが、可能な限り事業所に近い場所で必要となる面積の土地を確保したかったということのようです。</p> <p>なお、工事完了後の現地確認については農業委員会が行うことになりますが、時期については転用事業が全て完了して工事完了届が提出されてからとなっています。その際に、転用計画どおりに実行されているかどうかなどについて確認し、許可権者である県に結果を進達することになっています。</p>
潮委員	<p>分かりました。工事完了後の現地確認については適切に行っていただきたいと思いますが、農地以外の土地で適地があるということであれば、第1種農地をむやみに転用したりすることのないようにしなければならないと考えています。</p>
議長	<p>事業用地の拡張を目的とする転用申請については、今回の申請のように現在の敷地に隣接しているなど、どうしても利便性の良い土地を選定</p>

事務局

されることが多くなると思いますので、その辺のことについては理解が必要になってくると考えます。

その他に何か質問等はありませんか。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。

続きまして議案第8号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の石賀英男委員、三嶋委員、澤田委員は退席をお願いします。

(石賀英男委員、三嶋委員、澤田委員の退席を確認)

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。

16ページをご覧ください。議案第8号 農用地利用集積計画について次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。

申請番号250番 農地の所在 大字笠見 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 679m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和3年5月11日、終期は令和8年5月10日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。

申請番号251番から33ページの申請番号284番までの、外34件についてはご覧のとおりです。

なお今回の賃貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、31ページの申請番号279番から33ページの申請番号284番までの6件となっています。

34ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。

申請番号285番 農地の所在 大字杉下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 852m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和3年5月11日、終期は令和6年5月10日、期間は3年間で新規、内容は水稻となっています。

申請番号286番から44ページの申請番号305番までの、外20件についてはご覧のとおりです。

なお今回の使用貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法

	第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (三浦委員より挙手あり)
三浦委員	今月の議案に対してのみの意見ということではありませんが、中間管理事業での案件は今のままで耕作者が分からないので、差支えがないということであれば耕作者を記載してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。
事務局	総会の時点で配分先を公表しても問題がないかということについては、担い手育成機構に確認を取ってみなければ分かりませんが、可能ということであれば備考欄等に掲載することを検討したいと思います。
三浦委員	配分先となる耕作者を知っていた方が、地区担当の農業委員として活動し易くなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	担い手育成機構に確認を取った上で、後日事務局から回答をしてもらいたいと思います。 その他に何か質問等はありませんか。
松本委員	(松本委員より挙手あり) 自分からも中間管理事業での貸借全般についての質問をします。ある貸人の方から、担い手育成機構を通して貸出している農地で何も耕作がされていないので、現在の状況がどうなっているか調べてもらえないかという問い合わせを受けていますが、貸人側に耕作状況などについての情報提供は無いのでしょうか。
議長	中間管理事業を活用して貸借契約を結べば、耕作者が見つからない場合でも担い手育成機構が管理をすることになっていたと思います。
松本委員	その方から聞いた話では、数年前までは耕作をされていたようですが、この1~2年は何も耕作がされていないということでした。 (三浦委員より挙手あり)
三浦委員	この件については自分が事情を知っていますので、説明をさせていただきたいと思います。この農地は美好にある農地で、町内の認定農業者の方が中間管理事業で農地を借りて飼料を耕作されていましたが、農地の排水が良くなかったことから、2年前に機構側に解約を申し出ておられる状態となっているようですが、現在も正式な合意解約には至っていないようです。
事務局	この件につきましては事務局でも貸人の方から相談を受けていて、契約期間が残り少なくなっていたことから新たに耕作者を探すということになり、現在は担い手育成機構との合意解約手続きを進めている所です。
松本委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し)

前田委員
議長

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

(石賀英男委員、三嶋委員、澤田委員の復帰を確認)

その他に移りたいと思います。5月6日に行われた農家相談日の報告を前田委員にお願いします。

(農家相談3件報告)

こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして令和3年度 第2回琴浦町農業委員会総会を終了します。